

旅館業法に基づく許可申請の手続等について

1 旅館業法に基づく営業許可について

「宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」を旅館業といい、これを行うには、旅館業法に基づく営業の許可が必要です。無許可営業などの違反行為は処罰されます。

インターネットサイト等を利用して宿泊者を募集し、宿泊者から金銭を得て、自宅や空き家の全部又は一部に宿泊させる、いわゆる「民泊」も、旅館業に該当しますので、営業の許可なく行うことはできません。

また、旅館業は、①施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として営業しているものであること、②施設の管理・経営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められることから、アパート等の貸室業と区別されています。宿泊に当たっての契約の種類に関係なく、①、②に該当するものは、賃貸借契約等であっても、旅館業となります。

2 営業の種別について

旅館業法では、旅館業はホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業の4つの種別に分けられており、以下のように定義されています。

(1) ホテル営業

洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

(2) 旅館営業

和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

(3) 簡易宿所営業

宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

(4) 下宿営業

1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

3 旅館業許可取得までの手続の流れ

旅館業の許可を受けるためには、建築基準法や消防法等の関係法令等の基準に適合させる必要がありますので、所管部署と事前に相談してください。また、別途、景観法、バリアフリー法等による届出や申請が必要な場合があります。

最近、近隣にお住まいの方へ事前に周知することなく、旅館業の営業を開始したことによって、様々なトラブルが発生しています。

旅館業の営業許可を受ける前には、近隣住民に対して、事業計画資料の配布や説明会の開催などにより、事業の周知に努めてください。

旅館業の許可手続は、こうした対応をしたうえで、以下の順に進めていきます。ただし、施設の規模等によっては、一部手続を要しない場合もありますので、「手続確認フローチャート」で手続の流れを十分に確認してください。

(1) 京都市旅館業施設建築等指導要綱（以下「要綱」という。）に基づく手続⇒[詳細は4へ](#)

ア 事前相談

要綱に適合する計画となるよう、医務衛生課と事前相談を行います。

イ 計画の公開

計画が決まったら、計画内容を記載した標識を設置します。

ウ 計画承認申請

計画承認申請書を医務衛生課に提出します。

※ 標識を設置してから20日間以上経過しなければ提出できません。

エ 承認通知書の交付

要綱に適合する計画であることが確認されれば、承認通知書が交付されます。

※ 計画承認申請後、承認通知書の交付まで2箇月程度かかります。

(2) 建築基準法に基づく手続

ア 事前相談

建築基準法に基づく建築確認申請を行なう前に、建築士等の専門家に、建築基準法に適合するよう事前相談を行います。

イ 建築確認申請

建築基準法に基づく指定確認検査機関に建築確認申請書を提出します。

ただし、住宅等を転用する場合で、宿泊施設に用いる面積（宿泊施設以外の特殊建築物の部分を含む。）が100㎡以下のときは、手続の必要はありません。

ウ 確認済証の交付

イに基づき、建築基準法の規定に適合した建築計画であることが確認されれば、確認済証が交付されます。

エ 工事

オ 建築完了検査

工事の竣工後、建築基準法に基づく指定確認検査機関による建築完了検査を受けます。

カ 検査済証の交付

建築完了検査の結果、建築基準法に適合していることが確認されれば、検査済証が交付されます。

(3) 消防法令に基づく手続

ア 事前相談

消防法令適合通知書交付申請を行なう前に、各消防署予防課において、消防法令に適合するよう事前相談を行います。

イ 消防法令適合通知書交付申請

各消防署に消防法令適合通知書交付申請を行います。

※ その他、消防法、京都市火災予防条例に基づく他の届出が必要となる場合があります。

ウ 現地確認

各消防署の担当者による現地確認を受けます。

エ 消防法令適合通知書の交付

消防法令の基準に適合した消防用設備や防火管理が整っていることが確認されれば、消防法令適合通知書が交付されます。

※ 現地確認後、消防法令適合通知書の交付まで1週間程度かかります。

(4) 旅館業法に基づく学校等への意見照会⇒詳細は5へ

ア 書類提出

各保健センターに必要書類を提出します。

イ 学校等への意見照会

施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、各施設の管理者等へ意見照会を行います。

ウ 学校等からの回答

施設の管理者等から施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないとの回答が得られれば、許可申請が可能となります。

※ 書類提出後、施設の管理者等から回答が得られるまで1箇月程度かかります。

(5) 旅館業法に基づく営業許可申請⇒詳細は6へ

ア 営業許可申請

各保健センターに営業許可申請書を提出します。

イ 実地調査

各保健センターによる実地調査を受けます。

ウ 営業許可書の交付

旅館業法の基準に適合した施設であることが確認されれば、営業許可書が交付されます。

※ 許可申請に係る標準処理期間は30日です。

4 要綱に基づく手続について

建築確認申請を伴う計画で、施設の計画予定地が要綱の適用を受ける地域である場合、その計画が善良の風俗若しくは良好な住環境を損なう又は青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがないことについて、市長の承認を受ける必要があります。

(1) 適用地域

ア 第1種低層住居専用地域

イ 第2種低層住居専用地域

ウ 第1種中高層住居専用地域

エ 第2種中高層住居専用地域

オ 第1種住居地域

カ 第2種住居地域

キ 準住居地域

ク 準工業地域

ケ 近隣商業地域及び商業地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域若しくは準住居地域の境界又は次に掲げる施設の敷地から110メートルの区域内

- (ア) 学校
- (イ) 児童福祉施設
- (ウ) 社会教育施設
- (エ) 文化財
- (オ) 公園

(2) 標識の設置

要綱第1号様式に定められている形式で標識を設置し、計画を公開します。

市民から計画内容の説明等要望があれば、計画資料の配布や説明会の開催などの対応を行ってください。

標識は建築基準法に基づく確認済証が交付されるまで掲示してください。

標識設置後は、速やかに医務衛生課に標識の設置状況を撮影した写真と設置場所の地図をもって報告してください。

(3) 提出書類

標識設置後、20日以上経過した後に、以下の書類を正1部、副24部を医務衛生課に提出します。

- ア 旅館業施設計画承認申請書（第2号様式）
- イ 公開結果報告書（第3号様式）
- ウ 標識を設置している状況を撮影した写真
- エ 付近見取図（縮尺2,500分の1）
- オ 配置図（縮尺100分の1又は200分の1）
- カ 各階平面図（縮尺100分の1又は200分の1）
- キ 2面以上の立面図（縮尺100分の1又は200分の1）
- ク 室内の仕上げを明示した書類
- ケ 屋外に掲出する広告物（以下「屋外広告物」という。）を設置する場所の付近見取図
- コ 屋外広告物の意匠及び形態を明示した図面
- サ 市長が必要と認める書類（玄関帳場の展開図など）

5 旅館業法に基づく学校等への意見照会について

施設の設置場所が、学校や幼稚園等の教育施設、保育園等の児童福祉施設、社会教育に関する施設等の敷地の周囲110メートルの区域内の場合、施設の設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、当該施設の管理者等に意見を求める必要があります。

(1) 意見照会が必要な施設

分類	施設
学校	小学校，中学校，高等学校，幼稚園，養護学校，中等教育学校，高等専門学校，盲学校，聾学校，外国人学校等
児童福祉施設	保育所，児童館，助産施設，乳児院，母子生活支援施設，児童養護施設，知的障害児施設等
社会教育施設	博物館，公民館，図書館等
その他の施設	都市公園（街区公園に限る。），スポーツ施設

(2) 提出書類

以下の書類を各保健センターに提出します。対象となる施設の種類の数によって提出部数が異なりますので，各保健センターに確認してください。

- ア 処理票
- イ 構造設備の概要
- ウ 付近見取図（営業施設の敷地の周囲おおむね200メートル区域内）
- エ 各階平面図
- オ 立面図
- カ 玄関帳場の展開図



6 旅館業法に基づく営業許可申請について

営業許可申請までに前記3(1)~(4)のうち，必要な手続全てを終えておく必要があります。また，営業許可申請後に，申請内容を確認するための実地調査を行います。

(1) 申請手数料 26,400円

(2) 提出書類（2部）

- ア 申請書
- イ 構造設備の概要
- ウ 付近見取図（営業施設の敷地の周囲おおむね200メートル区域内）
 - ・施設の設置場所の敷地の周囲110メートルの区域を明示し，区域内における5(1)に記載している意見照会が必要な施設までの距離を記載してください。
- エ 各階平面図
 - ・客室面積，寝室面積，窓面積部分を色分けして明示し，各面積の算定根拠となる数値，計算式を記入してください。計算式については，別に資料を作成のうえ，添付しても構いません。
 - ・客室面積とは，客が占有使用し得る部分の面積をいい，客室内の客専用の浴室，便所等は含み，共通の廊下，客室の床の間等を除きます。
 - ・寝室面積とは，客室から浴室，便所等を除き，寝具を利用する十分な広さがある場所の面積をいいます。
 - ・洗面，浴室，便所（手洗）における水栓，混合栓又シャワー栓を明示してください。

- オ 入浴設備に循環ろ過装置がある場合は循環ろ過の概略図面（集毛器、消毒装置の位置を明示すること。）
- カ 使用する水が井戸水その他である場合等は水質検査結果の写し
- キ 定款又は寄付行為の写し及び法人の登記事項証明書（申請者が法人の場合に限る。）
- ク 建築物の検査済証の写し（新築、増築等による新規の営業許可申請に限る。）
- ケ 消防法令適合通知書
- コ 玄関帳場の展開図
- サ その他

※ 共同住宅等で開業を計画されている場合、適正な使用権原を有しているかどうかを確認するために、賃貸借契約書や管理組合の承諾書等の添付を求めることがあります。

7 構造設備の基準について

営業の種別により構造設備の基準が異なりますので、「旅館業施設の構造設備の基準等について」を確認してください。

8 管理事項

(1) 管理者

旅館業施設の営業者には、不特定多数の者が利用する施設であるだけでなく、昼夜間を問わず、宿泊者が滞在する施設であることを踏まえ、適切に営業することが求められます。

このため、本市では営業者に対し、従業者の中から公衆衛生及び善良風俗の保持に関する責任者として、管理者を定めるよう求めています。管理者は、施設が不健全に利用されないよう防ぐとともに、事故の発生や感染症の発症等の緊急時に迅速に対応しなければなりません。そこで、施設の管理に当たる従業員が常時待機できるよう、玄関帳場の設置を原則として義務付けています。

また、宿泊者によるトラブル等が発生した際に責任ある対応ができるよう、管理者の連絡先を近隣住民に知らせておくなどの取組を行ってください。

(2) 宿泊者名簿の備付け

営業者は、宿泊者名簿を備え付けることが義務付けられています。

感染症が発生したときや感染症患者在宿泊したときに、その感染経路を調査する等感染症のまん延防止を図る目的に加え、近年、諸外国で発生しているテロの脅威が本国にもあること等から、捜査機関からの照会等に応じることができるよう、宿泊者名簿には、以下の事項を記載し、3年以上保存してください。

また、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人の場合、旅券の写しを3年以上保存してください。

ア 宿泊者の氏名

イ 宿泊者の住所

ウ 宿泊者の職業

エ 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人の場合、その国籍及び旅券番号

オ 到着年月日

カ 出発年月日

キ 年齢

ク 性別

(3) 施設の適切な管理

営業者は、宿泊者が快適に施設を利用できるよう管理を徹底するとともに、常に衛生水準の向上を図ることが求められます。

ア 客室を含めた施設全般についての措置

(ア) 施設の換気、採光、照明、防湿及び排水の設備の保守点検を行い、適正な能力を維持すること。

(イ) 施設は、常に清潔にし、ねずみ、衛生害虫等を駆除すること。

(ウ) 浴室及び便所は、定期的に消毒することとし、便所は防臭及び防虫の措置を講じること。

(エ) 善良の風俗が害されるような文書、図書、そのほかの物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。

(オ) 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。

イ 寝具等の貸与品

(ア) 客室等に設置する飲食器具、寝具等は常に清潔にし、定期的に消毒すること。

(イ) 浴衣、敷布、布団カバー等は宿泊者ごとに洗濯したものと交換すること。

ウ 洗面及び入浴設備

洗面には飲用に適した水を使用する必要があります。井戸水等水道水以外の水を使用する場合、定期的に水質検査を行ってください。

また、レジオネラ症（※）発生予防の観点から、入浴設備の清掃、消毒等の衛生管理を徹底して行う必要があります。特に循環ろ過装置や、気泡発生装置等を使用している場合、レジオネラ属菌が増殖する恐れが高いことから注意が必要です。

詳しくは「旅館業施設の衛生に必要な措置及び構造設備の基準について」の項目4、5を参照してください。

※ レジオネラ症

レジオネラ症は、レジオネラ属菌の感染によって起こる感染症で、肺炎を引き起こすことがあります。レジオネラ属菌は、土壌、河川、湖沼などの自然環境に生息しており、循環式浴槽水がレジオネラ属菌に汚染されることで感染源となることがあります。レジオネラ症を予防するため、循環ろ過装置の消毒や清掃を適切に行い、菌の繁殖を抑制する必要があります。

エ その他

旅館業法に基づく許可を受けた施設であることが確認できるよう、施設の外部から見やすい場所に、営業の種別（ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業）を標示してください。

(4) 近隣住民への配慮

旅館業施設の近隣住民から、深夜における宿泊者の騒ぎ声等の騒音に悩まされている、ごみ出しのルールが守られていない等の声が上がっています。

また、火事や犯罪の発生等、緊急時の対応について不安に感じている方もいらっしゃいます。とりわけ、玄関帳場を置かない施設については、緊急時に直ちに近隣住民が事業者に連絡できるよう、管理者の連絡先を伝えておく等、近隣住民が安心できる体制を整えてください。

また、ハウスルールを設け、宿泊者に対し、深夜に騒ぐ、路上で喫煙する等近隣住民の住環境を乱す行為は慎むよう求めてください。

(5) 外国人宿泊者への対応

近年、訪日外国人旅行者が増えたことにより、言語やマナー等の違いから生じるトラブルが発生しています。

多言語による施設・サービス案内を用意するなど、施設利用上のルールやマナー、また非常時の安全確保に関する情報等について、十分な説明を行い、トラブルの防止に努めてください。



☆旅館業施設の営業を計画されている方向けにホームページを開設しています！

○旅館業法について（保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000177773.html>

○消防法について（消防局予防部）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000185126.html>

○建築基準法について（都市計画局 建築指導部 建築審査課・建築安全推進課）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000194262.html>

旅館業法に関する問合せ・相談窓口

名称	電話番号	名称	電話番号
北保健センター	075-432-1467	下京保健センター	075-371-7298
上京保健センター	075-441-2876	南保健センター	075-681-3578
左京保健センター	075-702-1256	右京保健センター	075-861-2186
中京保健センター	075-812-2632	西京保健センター	075-392-5770
東山保健センター	075-561-9175	伏見保健センター	075-611-1164
山科保健センター	075-592-3486	医務衛生課	075-222-3433

旅館業施設の構造設備の基準等について

		ホテル営業	旅館営業	簡易宿所営業
客	客室数	(1) 客室の数は、10室以上であること。 (2) 洋式の構造設備による客室（以下「洋室」という。）の数が、客室の総数の2分の1を超えていること。	(1) 客室の数は、5室以上であること。 (2) 和式の構造設備による客室（以下「和室」という。）の数が、客室の総数の2分の1を超えていること。	2人以上を収容する客室の数が、客室の総数の2分の1を超えていること。
	床面積	(1) 洋室 1客室の床面積は、9㎡以上であること。 (2) 和室 1客室の床面積は、7㎡以上であること。		客室の延床面積は、33㎡（宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。
	定員	(1) 洋室 寝室面積において4.5㎡以上であること。 (2) 和室 寝室面積において3.3㎡以上であること。		(1) 洋室 寝室面積において3.0㎡（階層式寝台を置く場合にあっては2.25㎡）以上であること。 (2) 和室 寝室面積において2.5㎡以上であること。
窓その他の開口部		客室の床面積に対して、8分の1以上とすること。		
室	客室の構造	洋室	(1) 寝具は、洋式のものであること。 (2) 出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。 (3) 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。	(1) 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。 (2) 窓は、鍵を掛けることができるものであること。 (3) 出入口及び窓を除き、客室と他の客室及び客室以外の施設との境は、壁（和室にあっては、壁又は板戸、ふすまその他これらに類するもの（固定されたものに限る。））で区画されたものであること。 (4) 客室の外部から内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。
		和室	(1) 出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。 (2) 出入口及び窓を除き、客室と他の客室及び客室以外の施設との境は、壁で区画されたものであること。	
	共通	客室の外部から内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。		
ロビー		(1) 宿泊者その他施設を利用しようとする者が自由に出入りすることができる玄関及びロビーを設けること。 (2) ロビーは、施設の規模に応じた広さを有すること。	/	
玄関帳場		(1) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。 (2) 施設の規模に応じた広さを有すること。 (3) 客室を利用しようとする者が必ず通過し、かつ、その出入りを容易に視認することができる場所に設けること。 (4) 受付台を設けること。 (5) 受付台の上面から天井までの高さは、玄関帳場その他これに類する設備の設置場所における床面から天井までの高さの2分の1以上とすること。		
玄関帳場に類する施設		玄関帳場に類する設備が、従業員が常時待機し、来客の都度玄関に出て来客の応接を行う構造の部屋であるときは、上記(4)及び(5)については、適用しない。		和式の構造設備を主とする施設であり、玄関帳場に類する設備が、従業員が常時待機し、来客の都度玄関に出て来客の応接を行う構造の部屋であるときは、上記(4)及び(5)については、適用しない。
玄関帳場等を設置する必要がない場合		/		(1) 京町家※を活用して営業を行うものであること。 (2) 客室の数は1室とすること。 (3) 施設の全てを宿泊者の利用に供するものであること。 (4) 宿泊の形態が、1回の宿泊について、少人数で構成される1組に限られるものであること。 (5) 施設の鍵の受渡しを宿泊者と面接して行うこと。 (6) 営業者又は営業者の使用人その他の従業者（以下「営業者等」という。）の連絡先を施設内に明示し、かつ、営業者等が宿泊者から連絡を受けたときは、速やかに施設に到着することができる範囲内に所在していること。

旅館業施設の構造設備の基準等について

	ホテル営業	旅館営業	簡易宿所営業
入浴設備	宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。		当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。
	共用の入浴設備	(1) 宿泊者の需要を満たすことができる規模であること。 (2) 浴室、シャワー室及び脱衣室（以下「浴室等」という。）は、男女別に設け、かつ、内部が浴室等の外部から見通すことができないものであること。 (3) 浴槽内の湯水（以下「浴槽湯水」という。）を循環ろ過装置を用いて再利用する場合にあっては、次の要件を満たすものであること。 ア ろ過器は、浴槽の規模に応じたる過能力を有すること。 イ ろ過器は、逆洗浄その他適切な方法で洗浄を行うことができる構造であること。 ウ ろ過器の前に集毛器を設けること。 エ 浴槽湯水の消毒効果が高い箇所に消毒装置を設けること。 (4) 浴槽において気泡発生装置その他の微小な水粒を発生させる装置を設ける場合にあっては、その装置の空気取入口から土ぼりが入らない構造とすること。	
洗面設備	(1) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。 (2) 共用の洗面設備は、利用者の需要を満たすことができる数の給水栓を設けたものであること。 (3) 洗面用水は、飲用に適する水を用いること。		
便所	便所は、水洗式であり、かつ、座便式のものがあり、共同用のものにあっては、男子用及び女子用の区分があること。	適当な数の便所を有すること。	
	(1) 流水式手洗い設備を設け、便器の周辺については、不浸透性材料で造築すること。 (2) 便所がない客室があるときは、宿泊者が利用しやすい場所に共用の便所を設けること。		
換気等	(1) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。 (2) 客室、ロビー及び共用の応接室には、換気設備を設けること。ただし、十分な換気を確保することができる場合は、この限りでない。		
	当該施設の規模に応じた適当な暖房の設備があること。		
他の営業の用途との区画	玄関、客室その他の旅館営業又は簡易宿所営業の用途に供する施設は、旅館営業以外の営業の用途に供する施設と明確に区画された構造とすること。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。		
その他	当該施設の設置場所が学校等の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備を見通すことを遮ることができる設備を有すること。		

※京町家とは

- (1) 建築基準法施行以前に伝統的な木造軸組立法で建築された平屋建て、中二階建て、二階建て又は三階建ての建物であること。
- (2) 一戸建て、長屋建ての建物であること。
- (3) 瓦葺で平入りの大屋根を有する建物であること。
- (4) 大戸、木格子、木枠ガラス戸、虫籠窓、土壁、格子・出格子等の京町家の特徴的な外観を保っているか過去に有していた建物であること。
- (5) 外壁又は高塀が通りに接し、隣家と軒を連ねている建物であること。
- (6) 続き間で構成され、通り及び庭に面して大きな開口部を有している建物であること。